

平成 23 年 10 月 11 日

ヤンバルクイナ公開展示施設に関するガイドライン

那覇自然環境事務所

第 1【目的】

公開で飼育展示することにより、ヤンバルクイナ（以下、「本種」という。）の保全のための教育及び普及・啓発が促進されるとともに、飼育下繁殖における本種の生態的知見の把握及び飼育技術向上に寄与し、ひいては本種の存続が推進されることを目的とする。

第 2【基本的な考え方】

1. 本種の飼育は国が定めたヤンバルクイナ保護増殖事業計画に則り実施されなければならない。飼育管理者は、保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の確認又は認定（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第46条）を受けなければならない。
2. 「展示動物の飼養及び保管に関する基準（環境省）」及び「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン（厚生労働省）」を遵守し、動物福祉に配慮すること。
3. 本種の飼育展示においては「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針（環境省）」に沿っていること。
4. 本種の飼育においては「ヤンバルクイナ飼育技術マニュアル（那覇自然環境事務所）」に準じて行うこと。
5. 本種の飼育下個体の所有権は、その生死を問わず環境省が有する。また、血液、細胞、臓器等の個体の一部についても、所有権は環境省が有するものとする。
6. 無計画な個体の繁殖は行わないこと。
7. 飼育管理者は疾病や感染症予防に努めるとともに、傷病発生時の治療体制を整えること。
8. 飼育管理者は有識者との連携を取り、本種の飼育技術向上のための訓練への参加や情報収集・交換に努めること。
9. 展示個体及び施設の飼育下研究への提供に関して、その研究が本種の保全に有効として事前に環境省、その他関係機関等と必要な調整・手続きが行われたものについて、飼育管理者は展示施設を研究の場として提供すること。
10. 展示においては本種及びその生息地に関する正確な情報を提供し、種の保存、自然環境教育、学術研究及び生物多様性の保全へ寄与する場となるよう努めること。
11. 飼育管理者は展示施設が属する自治体、生息地を抱える自治体、及び本種の保全に関わる他の団体との間の緊密な連絡を推進し、また本種の保全に係る協議に携わることで、地域社会から十分な理解、受け入れ及び支援を得るよう努めること。
12. ヤンバルクイナ保護増殖事業におけるワーキンググループ等の会合に、運営状況や飼育に関する報告を行うこと。

第3【飼育環境に関して】

1. 生息環境にできるだけ近い環境を再現するなどして本来の習性が発現できるよう努めること。
2. 温湿度の適切な管理に努め、趾瘤症などの疾病予防や治療の推進を図ること。
3. 疾病や負傷した個体を隔離し、治療等が行える構造及び体制をとること。
4. 逸走防止及び外部からの脊椎動物等の侵入を防ぐための構造を備えること。
5. 飼育にあたっては環境省及び本種に関して十分に知見のある獣医師と協議し行うこと。
6. 毎日飼育記録を取り、常に個体の状態を把握し生態的知見の収集に努めること。
7. 本種に関する最新の記録を保持し飼育技術の確立、科学的研究への支援に努めること。
8. 「ヤンバルクイナ飼育繁殖施設における高病原性鳥インフルエンザ等の感染症対応について（那覇自然環境事務所）平成20年3月」に準拠した対応を行うこと。
9. 飼育個体が死傷した際の連絡、診療、死傷原因の特定、死体の一時保存、及び処理の体制について確保すること。
10. 個体の増減等を遅滞なく血統登録管理者に報告し、血統登録管理の記載に協力すること。

第4【展示個体に関して】

1. 展示しようとする本種の個体及び個体数については、施設の立地及び整備の状況並びに飼養保管者の飼養能力等の条件を考慮し、環境省及び関係機関と協議の上決定すること。
2. 展示する個体と繁殖に用いる個体とは異なる飼育室で飼育すること。
3. 展示施設内に搬入するに当たっては、当該個体が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触、展示をしないようにすること。
4. 飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。また展示環境に対しても、段階的に時間をかけて順化させること。個体の性質を見分け、展示に対する向き不向きを判断し個体を選定すること。展示にあたっては十分な期間を設け、人に見られることに慣らすこと。
5. 複数個体を同一飼育室内で飼養及び保管する場合には、スペースや組合せ（個体間の競合、不都合な繁殖の排除など）を考慮した収容を行うこと。

第5【展示方法に関して】

1. 展示における情報提示には、少なくとも本種の種名（学名および通称名）、生息地、基本的な生物学的特性、保全状況等に関する正確な情報を提示すること。
2. 本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をした個体の展示については、事前に環境省及び関係機関と協議すること。
3. 見学者が接近し過ぎない構造にするとともに、見学する場所と飼育室との仕切りは見学者が立ち入ることのできない構造にすること。

第6【その他】

1. 生息地における普及啓発の推進を優先させるべきという観点から、飼育展示は本種の生息域内地域を優先して順次生息域外へと拡大していくこと。
2. 飼育管理者は、展示施設の維持管理に対して、恒久的に十分な資金を確保すること。
3. 飼育管理者は、施設の廃止に当たっては、展示個体が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めねばならない。飼養及び保管している個体を認定保護増殖事業等を実施する他の施設へ移動できるように努めること。移動の可否については、環境省が最終決定権を有する。
4. 本ガイドラインについては、ヤンバルクイナ保護増殖事業ワーキング・グループ検討委員等の意見を参考とし、必要に応じて環境省が改定する。